

各務原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

なお、今回の監査に当たっては、小島博彦前監査委員は令和8年2月24日まで関与し、井戸田直人監査委員は令和8年2月25日から関与した。

令和8年3月30日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 井戸田 直 人

財政援助団体等監査結果報告書（各務原市民生委員・児童委員協議会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和7年12月18日から令和8年3月30日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

民生委員児童委員協議会活動事業（補助金額：令和6年度6,722,100円 令和5年度6,722,100円 令和4年度6,693,000円）

（対象団体）各務原市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員の資質向上、会員相互の協調と意思の疎通に努めるとともに、活動体制の基盤を固め、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

民生委員・児童委員の職務を遂行するのに必要な調査、研究、研修会等を実施することで、委員としての知識向上が図られ、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくことができる。

（所管部課）健康福祉部生活支援課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

| | |
|------------|---|
| 所管部 課関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金等の交付目的及び事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金等の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。 |
| 団体関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付申請、請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が必要と認めたもの |

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（1）事務処理規程、会計規程等の整備について

現在、協議会の収入、支出等の手続が事務局長専決で行われているが、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計の取扱いを定めた会計規程等は制定されておらず、権限の定めがないまま、それぞれの事務処理が行われている。団体の事務は、市の規則等の直接的な適用はないため、適正な事務の執行の観点からも、早急に事務処理規程、会計規程等を整備されたい。

（2）協議会の事務従事について

協議会の事務局事務については、民生委員担当課の課長が事務局長として、ま

た担当系の職員が事務局員として従事しているとのことであった。しかしながらこの取扱いは慣例的に行われているもので、根拠は明確ではない。

事務に従事する根拠が明確でなければ、地方公務員法第35条に定められた職務専念義務との関係で疑義が生じる可能性があり、形式的には行政の民間に対する労務の無償提供に当たるおそれもある。

職員が任意団体の事務に従事するには、「職務命令」又は「職務専念義務の免除」のいずれかによることになるので、協議会の事務従事に関し、適切な措置を講じられたい。

(3) 立替払について

協議会の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。

立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。

今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、資金前渡による方法が可能となるよう適切に会計規程等の整備を行われたい。

加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。

【要望事項】

(1) 地区民児協活動費について

令和6年度は、市民児協負担金として委員定数231人に5,000円を乗じて得た額に県からの負担金を加えた額を、地区民児協活動費として市内8地区の民児協に支出している。したがって、市内8地区の民児協の活動費の一部は、市・

県からの公金が原資となっており、間接補助を行っているものと考えられる。間接補助団体に関しては、市長が予算の執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができることとされていることから、所管課が間接補助団体に対して調査等を行い、間接補助団体の補助金の使途、会計処理の適正性等を踏まえ、補助金本来の目的が達成されているか確認されたい。

また、市民児協負担金の算定単価（5,000円）が適正な額であるか、その妥当性についても検証されたい。

（2）補助対象外経費について

補助金要綱には、補助対象経費とならない経費については具体的に規定されていない。通常、慶弔費、懇談会費、見舞金、慰労金等は補助の対象外になるものと考えるので、補助対象外経費について、要綱に規定するなど、見直しを検討されたい。

（3）死亡弔慰金の取扱いについて

委員死亡のため遺族に死亡弔慰金が支給されているが、遺族からの受領書等は受領されていない。遺族が複数人いるケースもあり、後のトラブルを回避するためにも、弔慰金を支給する遺族の本人確認、受領書等を受領するなど、適切に対応されたい。

（4）適正な補助金交付事務について

この補助金については、交付事務を行う職員と補助金の申請事務を行う補助団体の事務局職員は、どちらも生活支援課生活福祉係の職員が担当している。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から厳格な取扱いが行われるべきものであるが、この体制では、所管課のチェック機能が十分に働いているとは言い難い。

補助金の所管課が団体の事務局となり、会計処理等を行っている場合は、履行確認が容易である一方、客観的な評価の低下や団体における補助金収入の既得権益化につながるおそれもあるので、十分なチェック機能が働くような仕組みに改められたい。

財政援助団体等監査結果報告書（各務原国際協会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和7年12月18日から令和8年3月30日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

国際協会運営事業（補助金額：令和6年度500,000円 令和5年度500,000円 令和4年度500,000円）

（対象団体）各務原国際協会

市民が国際的に経済、学術及び文化の幅広い交流を積極的に推進し、国際化に対応できる街づくりと国際親善を図り、ひいては世界平和に寄与することを目的として設立された。

ホームステイの受入れ、ボランティア通訳の派遣、英語・日本語スピーチコンテスト、国際交流イベント等を実施し、市民が参加する国際交流・多文化共生の場づくりを担っている。

（所管部課）産業活力部観光交流課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

| | |
|------------|---|
| 所管部 課関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金等の交付目的及び事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金等の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。 |
| 団体関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付申請、請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が必要と認めたもの |

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（1）立替払について

国際協会の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が非常に多く見受けられた。国際協会においては、内規により概ね1万円以下の場合に限り、立替払を認めていたが、これを上回る金額のクレジットカード等による立替払も見受けられた。

団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。

立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性が

あること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。

今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、資金前渡による方法が可能となるよう適切に会計規程等の整備を行われたい。

加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。

(2) 施設の使用許可申請について

市役所の庁舎や公共施設を国際協会の会議やイベントで使用する際に、市（観光交流課）で申請等を行っているケースが見受けられた。国際協会が主催する会議やイベントを行う場合は、市とは別の団体であることから、行政財産の目的外使用許可申請を行うなど、適切な手続を執られたい。

【要望事項】

(1) 補助対象経費について

補助金交付要綱には、補助の対象となる事業は規定されているが、補助対象経費については規定されていないため、補助事業や補助金額が適正であるかの判断基準が曖昧となってしまう。補助金の交付に当たっての審査が公正にできるよう、補助対象経費・補助対象外経費の具体的な内容について、補助金交付要綱の整備を行われたい。

(2) 適正な補助金交付事務について

この補助金については、交付事務を行う職員と補助金の申請事務を行う補助団体の事務局職員は、どちらも観光交流課多文化共生・交流係の職員が担当している。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から厳格な取扱いが行われるべきものであるが、この体制では、所管課のチェック機能が十分に働いているとは言い難い。

補助金の所管課が団体の事務局となり、会計処理等を行っている場合は、履行確認が容易である一方、客観的な評価の低下や団体における補助金収入の既得権益化につながるおそれもあるので、十分なチェック機能が働くような仕組みに改められたい。

(3) 講師謝礼金の源泉徴収について

英会話講座の講師等に対する謝礼金に関して、所得税等の源泉徴収が行われていない事例が見受けられた。所得税法第6条において「第28条第1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」と規定され、この源泉徴収義務者については、人格のない社団・財団も含まれるとされている。

英会話講座の講師等に対する謝礼金に関し、所得税等の源泉徴収が必要でなかったか、税務署に照会、協議等を行い、適切な対応を行われたい。

(4) 書類の不備等について

支出金調書において、修正箇所への訂正印の漏れ、決裁欄への職員の押印漏れなど書類に不備が見受けられた。

また、支払方法等における適切ではない事例もあったので、事務処理に当たっては、それぞれの職員が前例踏襲によることなく、根拠、手順等を十分に確認し、組織的な点検を行うなど事務の改善に努められたい。